

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【公表番号】特表2002-536328(P2002-536328A)

【公表日】平成14年10月29日(2002.10.29)

【出願番号】特願2000-596932(P2000-596932)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/70	(2006.01)
A 6 1 K	31/18	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
C 0 7 H	9/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/70
A 6 1 K	31/18
A 6 1 P	25/00
C 0 7 H	9/04

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月22日(2006.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

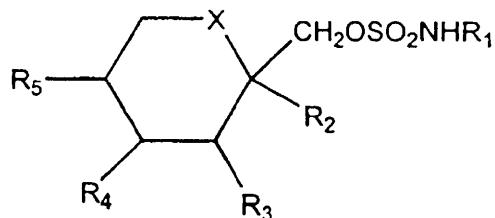
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】式I

【化1】



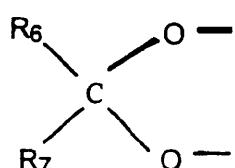
[式中、

XはCH₂又は酸素であり、

R₁は水素又はアルキルであり、そして

R₂、R₃、R₄及びR₅は独立して水素又はアルキルであり、そしてXがCH₂である時は、R₄及びR₅が一緒になってベンゼン環を形成するアルケン基であることができ、そしてXが酸素である時は、R₂及びR₃並びに/あるいはR₄及びR₅が一緒になって次の式(II)）

【化2】



(ここで、R₆及びR₇は同一でも異なってもよく、水素又はアルキルであり、そして一緒になってシクロペンチル又はシクロヘキシリ環を形成する)のメチレンジオキシ基であることができる]

の化合物を有効成分として含んでなる自閉症を処置するための製薬学的製剤。

【請求項2】 式Iの化合物がトピラメートである、請求項1記載の製剤。

【請求項3】 式Iの化合物が約50～600mg/日投与される請求項1記載の製剤。

【請求項4】 式Iの化合物が約25～200mg/日投与される請求項1記載の製剤。